

○山県市水道事業給水条例施行規程

平成15年4月1日

水道事業管理規程第9号

改正 平成18年2月24日水管規程第3号

平成19年3月20日水管規程第2号

平成24年7月3日水管規程第6号

平成26年2月24日水管規程第1号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第2条―第15条）

第3章 給水（第16条―第21条）

第4章 料金及び手数料等（第22条―第26条）

第5章 管理（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、山県市水道事業給水条例（平成15年山県市条例第139号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の構成及び附属用具）

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

（給水装置の新設等の申込み等）

第3条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みは、給水装置工事施工・排水設備等計画確認申請書（様式第1号）の提出をもって行う。ただし、給水装置のみの新設、改造、修繕又は撤去の申込みの場合においては、給水装置工事施工・排水設備等計画確認申請書の提出に代えて、給水装置工事施工申請書（様式第1号の2）を提出することができる。

2 開発行為等により2区画以上又は2戸以上に水の供給を受けようとする者（以下「開発行為者等」という。）は、既設配水管で口径75ミリメートル以上のも

のに給水装置を接続し、かつ、消火栓を設置し、管理者による工事検査後、その施設を市へ寄附しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第4条 条例第5条第2項の規定により管理者が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者及び同意書等の種類は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。 給水装置所有者の給水管所有者分岐同意書（様式第2号）

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。 土地又は家屋の所有者の土地家屋使用承諾書（様式第3号）

(給水装置の構造及び材質の基準)

第5条 管理者は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該構造及び材質の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 条例第8条の規定による構造及び材質の指定は、次の基準により行う。

(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 異形管には30センチメートル以上離れていても取付口を設けないこと。

(3) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(4) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(5) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(6) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

(7) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(8) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 条例第8条の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の認定を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

(2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの

3 前2項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前2項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することができる。

5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構築物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水タンクを設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等に係る責任の分界点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

（給水管の口径）

第7条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第8条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては60センチメートル以上、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル

ル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

（給水管材料の特例）

第9条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次の各号に掲げる給水管の種類に応じ、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

（1） 口径が50ミリメートル以下の給水管 ポリエチレン管（2層管）又は硬質塩化ビニール管（HI）

（2） 口径が75ミリメートル以上の給水管 硬質塩化ビニール管（HI）、ダクタイル鋳鉄管又は水道配水用ポリエチレン管（PE）

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

（水道メーターの設置位置等）

第10条 水道メーター（以下「メーター」という。）は、次に定める基準に基づき設置する。

（1） 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

（2） 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

（3） 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

（4） 衛生的で損傷のおそれがない場所

（5） 水平に設けることができる場所

（メーターの設置基準）

第11条 条例第16条第2項の規定による給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

（受水タンク以下の装置にメーターを設置する場合）

第12条 条例第16条第3項に規定する使用水量を計量するため特に必要があるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受水タンク以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
- (2) 受水タンク以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用が異なるとき。

2 受水タンク以下の装置にメーターを設置する基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。
- (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ 非住宅部分について、管理者が計量上必要があると認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

3 前項各号の共用部分について管理者が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

4 メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次に適合するものでなければならない。

- (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
- (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
- (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

- 5 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 6 メーターは、あらかじめ管理者に届け出て、条例第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。
- 7 受水タンク以下装置についての管理責任は、当該装置の使用人又は所有者が負うものとする。

(危険防止の措置)

第13条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(標識の様式及び再交付)

第14条 管理者は、条例第7条第2項の規定による工事検査に合格した申込者に対し、様式第4号の標識を交付する。

- 2 申込者は、前項の標識を門戸の入口の見やすい所に標示するものとする。
- 3 申込者は、第1項の標識を亡失し、又は損傷したときは、標識再交付申請書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(工事の変更又は取消し)

第15条 工事の申込者が申込みの内容を変更しようとするとき又は工事の取消しをしようとするときは、遅滞なく管理者に申し出なければならない。

第3章 給水

(給水管防護の措置)

第16条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠ぺいにかかわらず、防寒の措置を講じなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(代理人及び管理人の選定届等)

第17条 条例第14条の規定による代理人の選定又は変更の届出及び条例第15条の規定による管理人の選定又は変更の届出は、代理人・管理人選定(変更)届(様式第6号)によるものとする。

(メーターの損害賠償)

第18条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は損傷したときは、メーター亡失(損傷)届(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、条例第17条第3項の規定により損害額の弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第19条 条例第18条の規定による届出は、次に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、給水装置使用開始(中止・廃止)届(様式第8号)の提出をもって行う。

(2) 水道の利用者に変更があったときは、給水装置利用者変更届(様式第9号)の提出をもって行う。

(3) 給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届(様式第10号)の提出をもって行う。

(4) 消防演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届(様式第11号)の提出をもって行う。

(5) 消火栓を消火に使用したときは、消防用水使用届（様式第12号）の提出をもって行う。

（給水装置及び水質の検査の請求）

第20条 条例第21条第1項の規定による検査の請求は、給水装置・水質検査請求書（様式第13号）の提出をもって行うものとする。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検）

第21条 条例第21条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次の定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は（衛生行政の）長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

第4章 料金及び手数料等

（料金等の納入期限）

第22条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発した日の属する月の26日、その他の納入金にあっては別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

（過誤納による精算）

第23条 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、次回以降の料金において精算することができる。

（使用水量の認定基準等）

第24条 条例第25条の規定による使用水量の認定は、山口市使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程（平成15年山口市水道事業管理規程第11号）に定めるところによる。

（料金等の軽減又は免除）

第25条 条例第31条の規定による料金等の軽減又は免除は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が必要と認めたものについて行う。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者の分担金
- （2） 災害その他の理由により料金の納付が困難である者に係る料金
- （3） 不可抗力による漏水に起因する料金
- （4） その他管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、水道事業納付金減免申請書（様式第14号）の提出をもって行うものとする。ただし、前項第3号に該当する場合の料金の軽減又は免除の申請は、水道料金漏水減免申請書（様式第15号）の提出をもって行うものとする。

3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

（料金等の納付）

第26条 料金その他水道についての納付金は、山口市水道事業出納取扱金融機関又は山口市水道事業収納取扱金融機関に納付するものとする。

第5章 管理

（検査証）

第27条 法第17条第2項に規定する証明書は、給水装置立入検査証（様式第16号）とする。

（措置命令）

第28条 条例第32条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第17号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に、合併前の高富町水道事業給水条例施行規則（平成10年高富町規則第6号）又は美山町水道事業給水条例施行規則（平成13年美山町規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年2月24日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日水管規程第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月3日水管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月24日水管規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(表)

給水装置工事施工・排水設備等計画確認申請書

年 月 日

山県市長 様

申請者 (施主)	住 所	
(ふりがな)	氏 名	(印)
電話番号	()	

次のとおり $\left[\begin{array}{l} \square \text{給水装置工事} \\ \square \text{排水設備等工事} \end{array} \right]$ をしたいので、 $\left[\begin{array}{l} \square \text{山県市水道事業給水条例施行規程第3条} \\ \square \text{山県市下水道条例施行規則第3条} \\ \square \text{山県市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第3条} \end{array} \right]$ の規定により申請書を提出します。

工事施工場所	建物の種別・面積(用途)		[面積] m ²
使用者	住 所	(印)	
	(ふりがな)氏 名	(印)	
給排水	電話番号	()	
	指定給水装置工事事業者 (市指定番号)	下水道排水設備認定工事業 (市認定番号)	
工事業者	住所	(印)	
	(ふりがな)氏名	(印)	
(給排水同時申請書の場合は両方に記入してください)	電話番号	()	
	責任技術者の氏名	(印)	
給排水設備工事等の内容	現況施設の状況	☐ 上水道のみ ☐ 下水道のみ ☐ 上水道及び自家水 浄化槽の有無 ☐ 有・ ☐ 無	
	工事の種類	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造 ☐ 撤去 ☐ 臨時工事 ☐ その他()	
	給水口径	新設 ミリ ☐ 径変更 ミリから ミリに変更(メーター種別) ☐ 戸別 ☐ 集合	
	給水階数	階まで 受水槽の有無 ☐ 有(m ²) ☐ 無 高置水槽の有無 ☐ 有(m ²) ☐ 無	
	分岐	(位置)宅地間 開口 (分岐後延長)φ mm m. φ mm m	
	工事の期間	(着工予定) 年 月 日 〜 (完成予定) 年 月 日	
	工事の種類	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造 ☐ その他()	
	使用水の種類	☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ その他() 既設水道使用者番号	
	排水の種類	☐ 家庭排水 ☐ 工場排水 (〔業種〕) ☐ その他()	
	使用者の人数	人 (※一般家庭で水道水以外の場合に記入してください)	
工事の期間	(着工予定) 年 月 日 〜 (完成予定) 年 月 日		
道路占用	年 月 日 (No.)		

※以下には記入しないでください。(担当者記入欄)

給水装置工事		排水設備等工事		特記事項
加入分担金	円材料検査日 年 月 日	受益者(加入)負担金	円	
検査手数料	円水圧検査日 年 月 日	浄化槽最終清検通知日	年 月 日	
メーター出庫	年 月 日コースCD ー ー	浄化槽廃止届出日	年 月 日	
メーター番号	使用者番号	工事完了届出日	年 月 日	

給水装置所有者	住 所	
(※申請者と所有者が異なる場合は記入してください。)	(ふりがな)氏 名	(印)
電話番号	()	
利害関係書類	給水管の分岐がある場合	様式第2号(第4条関係) 給水管所有者分岐同意書 私所有の給水装置から分岐することを承諾します。なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 (印)
	給排水設備が、第三者の土地家屋を使用する場合	様式第3号(第4条関係) 土地家屋使用承諾書 本給水装置工事及び排水設備工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。また、将来修繕等の必要が生じた場合も使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 (印)
誓約書	誓 約 書 本給水装置工事、排水設備工事に関して、市の関係条例、規定及び要綱を守り、施工について第三者の異議申立てがあっても山県市に一切の迷惑をかけません。また、給水装置工事の検査合格後は、配水管分岐部分よりメーターボックスまでの水道施設について責任します。検針及び修繕等を妨げることのないよう、十分な注意をもって管理します。もし管理を怠ったために失し、又は損傷した場合には、ご指示に従い弁償します。 年 月 日 所有者又は使用者 住 所 氏 名 (印)	

給水装置施工許可条件	【位置図】※宅地地図等
1. 水道水が汚染されることがないよう十分注意を払ってください。	
2. 当該給水装置を他の器物や施設と連結しないでください。(クロスコネクションの禁止)	
3. メーターの検査、検針、修繕等の障害となる工作物等は設置しないでください。	
4. 止水栓、メーターその他水道用具の設置位置を変更する場合の費用は、所有者の負担となります。	
5. 冬期は、メーターやその他の管類の防寒設備をしてください。	
6. 給水装置の管理は所有者及び使用者において行い、異常があったときは、至急指定給水装置工事業者に連絡し修理してください。	
7. 市は、非常災害、水道施設の損傷又は公益上やむを得ない事情等により給水制限又は給水停止を付する場合があります。この場合において損害が生じても、市はその責めを負いません。水道使用者は、このような事態に備えて十分な対応措置をとってください。	

様式第1号

(表)
工 事 設 計 書 平 面 図 (縮尺 /)

N
4
+

工事施工場所		山県市	番地		
区分	名 称	形状・寸法	単位	数量	支給品(○印)
道 路 工 事	サドル付分水栓		個		
	分水継手		個		
	ポリエチレン管		m		
	PPチーズ		個		
	ド付丁字管		個		
	フランジ		枚		
	フランジバックンボルトナット		式		
	フッソング		個		
	PPオスアダプター		個		
	ドレッシング		個		
給 水 工 事	防蝕用コア		個		
	メーターターバー		個		
	埋式止水栓		個		
	逆止弁		個		
	量水器		個		
	量水器ボックス(耐寒蓋)		個		
	シエク		個		
	フロロナット		個		
地 中 工 事	甲止水栓		個		
	内止水栓		個		
	HVP		m		
	VLP		m		
	PLP		m		
	MPFP		m		
	PPFP		m		
	PP(ポリエチレンパイプ)				
区分	名 称	形状・寸法	単位	数量	支給品(○印)
宅 地 工 事	分離マス		個		
	目皿トラップマス		個		
	通気管		本		
	合流マス		個		
	地留マス		個		
排 水 工 事					
設 備 工 事	1住民登録されていない者				
	使 用 人 数	人・内訳	「宿泊を伴わない者」	人	人
	利 用 日 数	「宿泊を伴わない者」	日		
	※ そ の 他 参 考 事 項	宿泊を伴う者	日		
	※ 決 定 人 数	人			
	2不特定多数の者が利用する事業所等				
	常 時 利 用 する 人 数	人			
	建 築 延 べ 面 積	m ²			
	※ そ の 他 参 考 事 項				
	※ 算 定 式				
※ 算 定 人 数	人				

※欄は記入しないこと。

(注意) 給水工事の新設分は青色実線、既設分は青色破線、排水設備工事の新設分は赤色実線、既設分は赤色破線、井戸水新設分は緑色実線、既設分は緑色破線、新設雨水又はドレン管新設分は紫色実線、既設分は紫色破線で記入してください。

様式第1号の2(第3条関係)

(表)

給水装置工事施工申請書										1 新 設		4 撤 去	
										2 増 設		5 臨時工事	
										3 改 造		6 そ の 他	
次のとおり給水装置工事をしたいので、山県市水道事業給水条例第5条の規定により申請します。													
口 径		mm		用途		一般用		営業用		工場用		その他	
施 工 場 所		建物・施設の名称											
申 請 者 (所有者)		住 所 フリガナ		氏 名		電話		印		住宅地図写しを添付			
使 用 者		住 所 フリガナ		氏 名		電話		印					
指定給水 装置工事 事 業 者		印											
工 期		年 月 日		～		年 月 日		施 設 状 況		1 上水道のみ 2 上水道及び自家水 3 浄化槽(有・無)			
給水階数		階まで		受 水 槽 の 容 量		m³		分 岐 位 置		宅地間 (間口)			
道路占用		年 月 日		No.				分岐本管径		φ m/m			
市 納 付 金		金		備 考				分岐後延長		φ m/m m φ m/m m			
加 入 分 担 金		円						舗 装 復 旧		W L × = m² t= cm			
検 査 手 数 料		円						現場監督名					
合 計		円						メーターボックスまでの使用材料		口径		数 量	
メーター出庫		年 月 日											
メーター番号		年 月 日											
材料検査日		年 月 日											
水压検査合格日		年 月 日											
自 治 会 名													
受 付						コ ー ス コ ー ド							
						—							
						使 用 者 番 号							

(裏)

給水装置施工許可条件 1 水道水が汚染されることがないように十分な注意を払ってください。 2 当該給水装置を他の器物や施設と連結しないでください。 3 メーターの検査、検針、修繕等の障害となる工作物等は設置しないでください。 4 止水栓、メーターその他水道用具の設置位置を変更する場合の費用は、所有者の負担となります。 5 冬季は、メーターやその他の管類の防寒設備をしてください。 6 給水装置の管理は、所有者及び使用者において行い、異常があったときは、至急指定給水装置工事事業者に連絡し、修理してください。 7 市は、非常災害、水道施設の損傷又は公益上やむを得ない事情等により給水制限又は給水停止を行う場合があります。この場合において損害が生じて、市はその責めを負いません。水道使用者は、このような事態に備えて十分な対応措置をとってください。	様式第3号(第4条関係) 土地家屋使用承諾書 本給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。 なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。 また、将来修繕等の必要が生じた場合も使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 ㊟ 使用する土地家屋
様式第2号(第4条関係) 給水管所有者分岐同意書 私所有の給水装置から分岐することを承諾します。 なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 ㊟ (使用者番号)	誓 約 書 市の関係条例、規程及び要綱を守り、施工について第三者の異議申立てがあっても貴市に迷惑をかけません。また、工事検査合格後は、配水管分岐部分よりメーターボックスまでの水道施設について、寄附します。 なお、設置したメーターは、検針及び修繕等を妨げることのないよう、十分な注意をもって管理します。もし管理を怠ったため亡失し、又は損傷した場合には、指示に従い弁償します。 年 月 日 所有者 住所 又は 使用者 氏名 ㊟

様式第2号(第4条関係)

(表)

給水装置工事施工申請書										1 新 設		4 撤 去		回 覧									
										2 増 設		5 臨時工事											
										3 改 造		6 そ の 他											
次のとおり給水装置工事をしたいので、山県市水道事業給水条例第5条の規定により申請します。																							
口 径		mm		用途		一般用		営業用		工場用		その他		位置図				N		平面図		S=Free	
施 工 場 所		建物・施設の名称												住宅地図写しを添付									
申 請 者 (所有者)		住 所 フリガナ 氏 名 電話																					
使 用 者		住 所 フリガナ 氏 名 電話																					
指定給水 装置工事 事 業 者		電話												施 設 状 況		1 上水道のみ 2 上水道及び自家水 3 浄化槽(有・無)							
工 期		年		月		日		年		月		日		分 岐 位 置		宅地間 (間口)							
給水階数		階まで		受 水 槽 の 容 量		m³		分 岐 本 管 径		φ m/m													
道路占用		年		月		日		No.		分岐後延長		φ m/m m φ m/m m											
市 納 付 金		円		備 考		舗 装 復 旧		W L × = m² t= cm															
加入分担金		円		現場監督名		メーターボックスまでの使用材料												口径		数 量			
検査手数料		円		メーター出庫		年		月		日		メーター番号											
合計		円		材料検査日		年		月		日		水压検査合格日		年		月		日					
自治会名																							
受 付												コースコード											
												—											
												使用者番号											

(裏)

給水装置施工許可条件 1 水道水が汚染されることがないように十分な注意を払ってください。 2 当該給水装置を他の器物や施設と連結しないでください。 3 メーターの検査、検針、修繕等の障害となる工作物等は設置しないでください。 4 止水栓、メーターその他水道用具の設置位置を変更する場合の費用は、所有者の負担となります。 5 冬季は、メーターやその他の管類の防寒設備をしてください。 6 給水装置の管理は、所有者及び使用者において行い、異常があったときは、至急指定給水装置工事業者に連絡し、修理してください。 7 市は、非常災害、水道施設の損傷又は公益上やむを得ない事情等により給水制限又は給水停止を行う場合があります。この場合において損害が生じて、市はその責めを負いません。水道使用者は、このような事態に備えて十分な対応措置をとってください。	様式第3号(第4条関係) 土地家屋使用承諾書 本給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。 なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。 また、将来修繕等の必要が生じた場合も使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 ㊟ 使用する土地家屋
様式第2号(第4条関係) 給水管所有者分岐同意書 私所有の給水装置から分岐することを承諾します。 なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 ㊟ (使用者番号)	誓 約 書 市の関係条例、規程及び要綱を守り、施工について第三者の異議申立てがあっても貴市に迷惑をかけません。また、工事検査合格後は、配水管分岐部分よりメーターボックスまでの水道施設について、寄附します。 なお、設置したメーターは、検針及び修繕等を妨げることのないよう、十分な注意をもって管理します。もし管理を怠ったため亡失し、又は損傷した場合には、指示に従い弁償します。 年 月 日 所有者 住所 又 は 使用者 氏名 ㊟

様式第3号(第4条関係)

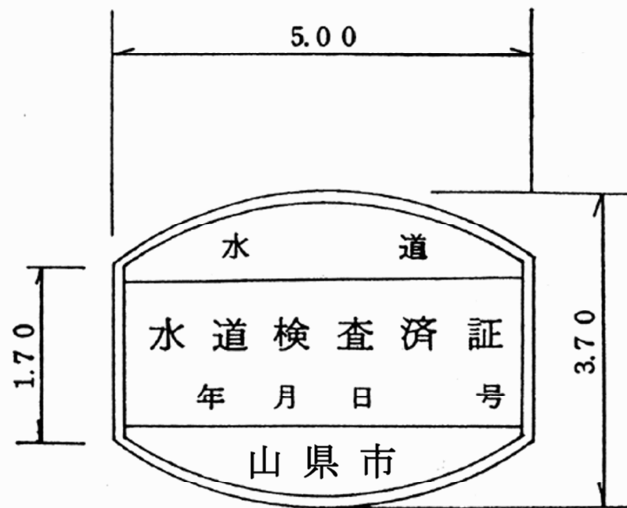
(表)

給水装置工事施工申請書										1 新 設		4 撤 去		回 覧									
										2 増 設		5 臨時工事											
										3 改 造		6 そ の 他											
次のとおり給水装置工事をしたいので、山県市水道事業給水条例第5条の規定により申請します。																							
口 径		mm		用途		一般用		営業用		工場用		その他		位置図				N		平面図		S=Free	
施 工 場 所		建物・施設の名称												住宅地図写しを添付									
申 請 者 (所有者)		住 所 フリガナ 氏 名 電話																					
使 用 者		住 所 フリガナ 氏 名 電話																					
指定給水 装置工事 事 業 者		電話												施 設 状 況		1 上水道のみ 2 上水道及び自家水 3 浄化槽(有・無)							
工 期		年 月 日		～		年 月 日		分 岐 位 置		宅地間 (間口)													
給水階数		階まで		受 水 槽 の 容 量		m³		分 岐 本 管 径		φ m/m													
道路占用		年 月 日		No.		備 考		分岐後延長		φ m/m m φ m/m m													
加 入 分 担 金		円		舗 装 復 旧		W L × = m² t= cm																	
検 査 手 数 料		円		現場監督名		メーターボックスまでの使用材料												口 径		数 量			
合 計		円		メーター出庫		年 月 日																	
メーター出庫		年 月 日		メーター番号		年 月 日																	
メーター番号		年 月 日		材料検査日		年 月 日																	
材料検査日		年 月 日		水压検査合格日		年 月 日																	
水压検査合格日		年 月 日		自治会名																			
自治会名				受		コ ー ス コ ー ド																	
受				付		—																	
付						使 用 者 番 号																	

(裏)

給水装置施工許可条件 1 水道水が汚染されることがないように十分な注意を払ってください。 2 当該給水装置を他の器物や施設と連結しないでください。 3 メーターの検査、検針、修繕等の障害となる工作物等は設置しないでください。 4 止水栓、メーターその他水道用具の設置位置を変更する場合の費用は、所有者の負担となります。 5 冬季は、メーターやその他の管類の防寒設備をしてください。 6 給水装置の管理は、所有者及び使用者において行い、異常があったときは、至急指定給水装置工事業者に連絡し、修理してください。 7 市は、非常災害、水道施設の損傷又は公益上やむを得ない事情等により給水制限又は給水停止を行う場合があります。この場合において損害が生じて、市はその責めを負いません。水道使用者は、このような事態に備えて十分な対応措置をとってください。	様式第3号(第4条関係) 土地家屋使用承諾書 本給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。 なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。 また、将来修繕等の必要が生じた場合も使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 ㊟ 使用する土地家屋
様式第2号(第4条関係) 給水管所有者分岐同意書 私所有の給水装置から分岐することを承諾します。 なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 ㊟ (使用者番号)	誓 約 書 市の関係条例、規程及び要綱を守り、施工について第三者の異議申立てがあっても貴市に迷惑をかけません。また、工事検査合格後は、配水管分岐部分よりメーターボックスまでの水道施設について、寄附します。 なお、設置したメーターは、検針及び修繕等を妨げることのないよう、十分な注意をもって管理します。もし管理を怠ったため亡失し、又は損傷した場合には、指示に従い弁償します。 年 月 日 所有者 住所 又は 使用者 氏名 ㊟

様式第4号(第14条関係)



様式第5号(第14条関係)

標 識 再 交 付 申 請 書		
1 亡失(損傷)した標識		
(1) 検査年月日	年 月 日	
(2) 番 号	号	
上記標識を亡失(損傷)しましたので、山県市水道事業給水条例施行規程第14条第3項の規定により、再交付願います。		
年 月 日	住 所	
	氏 名	印
山県市長	様	

様式第6号(第17条関係)

代理人
管理人 選定(変更)届

使 用 場 所			
アパート等の名称			
使 用 者 番 号		口 径	mm
所 有 者	住所		
	氏名		
使 用 者	氏名		総人員 人
	ほかに世帯		
新 代 理 人 又 新 管 理 人	住所		
	氏名		
旧 代 理 人 又 旧 管 理 人	住所		
	氏名		

山県市水道事業給水条例第14条(第15条・第18条第2項)の規定により、代理人・管理人を、上記のとおり選定(変更)したので届け出ます。

ついては、山県市水道事業給水条例及び同施行規程を遵守することを誓約します。

年 月 日

住 所

届出人 氏 名



電 話

山県市長 様

様式第7号(第18条関係)

メーター亡失(損傷)届

年 月 日

山県市長 様

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置管理人)

住 所

氏 名 印

下記の理由により保管使用中のメーターを亡失(損傷)しましたので、山県市水道事業給水条例施行規程第18条第1項の規定により届け出ます。

なお、損料等については、直ちに弁償します。

記

給 水 装 置 の 場 所	
(理由)	
※メーターの種別 口径 mm No.	
有効年限	年 月 取付け 年 月 日

様式第8号(第19条関係)

開 始
給 水 装 置 使 用 中 止 届
廃 止

使 用 場 所	----- アパート等の名称棟号室
所 有 者 氏 名	
使 用 者 氏 名	フリガナ -----
閉 開 栓 日	年 月 日
事 由 (連 絡 先 等)	

開始
給水装置の使用を中止 したいので、山県市水道事業給水条例第18条第1項の規定
廃止
により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出人 氏 名 印
電 話

山県市長 様

開始・中止・廃止時指針	年 月 日現在	メーターNo. 指 針 m ³	
使 用 者 番 号		口 径	mm

様式第9号(第19条関係)

給 水 装 置 使 用 者 変 更 届

使 用 場 所	----- アパート等の名称棟号室		
新 使 用 者 氏 名	フリガナ -----		
入 居 退 去 年 月 日	年 月 日(入居・退去)		
旧 使 用 者 氏 名	フリガナ -----		
連 絡 先 (退去の方のみ)	電話 ----- アパート等の名称棟号室		

給水装置の使用者を変更したので、山県市水道事業給水条例第18条第2項の規定により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出人 氏 名 (印)

電 話

山県市長 様

変 更 時 指 針	年 月 日現在	メーターNo. 指 針 m ³	
使 用 者 番 号		口 径	mm

様式第10号(第19条関係)

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

メー タ ー 設 置 場 所	アパート等の名称棟号室
----------------------------------	-------------

※ 新しい所有者を記入してください。

住 所	※ 住民登録をしてある住所を記入してください。 アパート等の名称棟号室
フリガナ	
氏名	
変 更 年 月 日	年 月 日

給水装置の所有者を変更したので、山県市水道事業給水条例第18条第2項の規定により、上記のとおり届け出ます。

なお、この届出により上水道に関する一切の権利(加入分担金及び料金の納入義務を含む。)が新所有者へ移行し、今後私にはいかなる権利もないことは承知しています。

年 月 日

※ 転出先の住所を記入してください。

住所
旧所有者氏名
電話



山県市長 様

変 更 時 指 針	年 月 日現在	メーターNo. 指 針 m ³
使 用 者 番 号		口 径 mm

様式第11号(第19条関係)

消 火 栓 演 習 使 用 届

消火栓使用場所			
	施設等の名称		
使用 者 氏 名	フリガナ		
使用 消 火 栓	口径 mm	使 用 栓 数	
演 習 使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
摘 要			

消火栓を使用したいので、山県市水道事業給水条例第18条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出人 氏 名



電 話

山県市長 様

様式第12号(第19条関係)

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

山 県 市 長 様

代表者氏名 印

消防用として下記のとおり水道を使用したので、山県市水道事業給水条例第18条第2項の規定により届け出ます。

記

火 災 発 生	日 時				
	場 所				
使 用 し た 消 火 栓					
種 別	口 径	栓 数	時 間		摘 要
地 上 式 ・ 地 下 式	mm		自 午 至 午	時 時 分 分 分 間	
地 上 式 ・ 地 下 式			自 午 至 午	時 時 分 分 分 間	
地 上 式 ・ 地 下 式			自 午 至 午	時 時 分 分 分 間	
計			時間 分		

※ 水道課記入欄

無 収 水 量 認 定	m ³
-------------	----------------

様式第13号(第20条関係)

給 水 装 置 質 量 検 査 請 求 書

年 月 日

山 県 市 長 様

住 所
請求者
氏 名 印

山 県 市 水 道 事 業 給 水 条 例 第 21 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 理 由 に よ り 給 水 装 置 質 量 の 検 査 を 請 求 し ま す 。

- 1 給水装置の場所
- 2 検査請求の理由(なるべく詳細に記入してください。)

(注) 給 水 装 置 質 量 について該当する箇所を○で囲んでください。

様式第14号(第25条関係)

水道事業納付金減免申請書

年 月 日

山県市長 様

住 所
申請者
氏 名 印

山県市水道事業給水条例第31条の規定により、水道事業納付金について軽減(免除)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 軽減(免除)を受けたい場所
- 2 水道納付金の種類
- 3 軽減(免除)を受ける前の額
- 4 軽減(免除)の申請額
- 5 申請の理由

様式第15号(第25条関係)

水道料金漏水減免申請書

給水装置設置場所	
使用者氏名	
漏水箇所及び状況	
修理年月日	年 月 日
修理内容	
上記の内容に相違ないことを証明します。 山県市指定給水装置工事事業者 印	

山県市水道事業給水条例第31条の規定により、水道料金について軽減(免除)を受けたいので申請します。

年 月 日

住所
申請者氏名 印
電話

山県市長 様

第 号
年 月 日

様

山県市長 印

年 月 日に申請がありました漏水認定水量及び免除額について、下記のとおり決定しましたので、山県市水道事業給水条例施行規程第25条第3項の規定により通知します。

記

減免認定対象水量	m ³	減免認定対象金額	円
減免認定対象期間	年 月分から 年 月分まで		
免除水量	m ³	免除額	円

様式第16号(第27条関係)

(表)

		第	号
給 水 装 置 立 入 検 査 証			
市 章 上 半 身 脱 帽	職		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日
		年	月 日
		(使用期間 1箇年)	
		山県市長	印

(裏)

この証書を携帯する者は、下記の法律及び条例により、給水装置の立入検査をする職権を有する。

記

水 道 法 第17条第2項

山県市水道事業給水条例第32条第1項

様式第17号(第28条関係)

(表)

	第	号
	年	月 日
給水装置の管理義務違反に関する指示書		
給水装置 の使用者 氏名又は 給水装置 の所有者 氏名	様	
山県市長		印
山県市水道事業給水条例第32条の規定に基づき、次のとおり指示します。		
1 給水装置の設置場所		
2 措置指示事項		

(裏)

山 県 市 水 道 事 業 給 水 条 例(抜粋)

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、十分な注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置の検査等)

第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示し、又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、措置を指示された者又は原因者の負担とする。

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。

様式第 1 号（第 3 条関係）
様式第 1 号の 2（第 3 条関係）
様式第 2 号（第 4 条関係）
様式第 3 号（第 4 条関係）
様式第 4 号（第 1 4 条関係）
様式第 5 号（第 1 4 条関係）
様式第 6 号（第 1 7 条関係）
様式第 7 号（第 1 8 条関係）
様式第 8 号（第 1 9 条関係）
様式第 9 号（第 1 9 条関係）
様式第 1 0 号（第 1 9 条関係）
様式第 1 1 号（第 1 9 条関係）
様式第 1 2 号（第 1 9 条関係）
様式第 1 3 号（第 2 0 条関係）
様式第 1 4 号（第 2 5 条関係）
様式第 1 5 号（第 2 5 条関係）
様式第 1 6 号（第 2 7 条関係）
様式第 1 7 号（第 2 8 条関係）